



目 次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知 (2件) (〃)	1
○道路の供用開始 (道 路 課)	1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	1
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農地・担い手対策課)	1
○第7次高知県栽培漁業基本計画(平成27~33年度)の策定 (漁業振興課)	2
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置 (漁港漁場課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正 (6・1 揭示)	3
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・4 揭示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	3
○高知県知事の解職請求代表者証明書の交付 (6・8 揭示)	4

告 示

高知県告示第357号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡大豊町馬瀬字中切レ1409、字滝ノ上1444の1、1744の

- 1、字神影1496から1498まで、1500から1502まで、1719のイ、1719のロ、1720、1722から1728まで、字六ツ峠1743の1、1743の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第358号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡四万十町津賀字宮ヶ谷山202の7(国有林)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

高知県告示第359号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡檮原町神在居4089の4(国有林)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

高知県告示第360号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年6月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 船津野根
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡東洋町野根字サルス乙3113番3から 安芸郡東洋町野根字三ツ石乙3072番1まで	149	平成27年6月16日

高知県告示第361号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
(変更前) 高知市稲荷町10-23 スカイハイツ301  
高知県屋外広告美術協同組合  
代表理事 池添 昭嗣  
(変更後) 高知市稲荷町10-23 スカイハイツ301  
高知県屋外広告美術協同組合  
代表理事 岡崎 勲
- 2 変更年月日  
平成27年5月20日

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年6月16日

<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 農用地利用配分計画の概要</p> <p>(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市大津乙479番地 山添 真次郎</p> <p>イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高知市布師田字ヒシ池1104番及び字北塩田1105番並び に大津字永楽乙1624番1、乙1636番1及び乙1647番1、 字水張ケ裏乙2116番1並びに字東五反田丸乙2381番1及 び乙2381番2</p> <p>(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市介良丙29番地 中島 大輔</p> <p>イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高知市介良字外寺谷丙797番1、丙798番1、丙799番 1、丙800番1、丙809番1及び丙811番1並びに字西和 田丙846番1及び丙847番1</p> <p>(3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市布師田541番地 山本 修</p> <p>イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高知市布師田字松ノ本166番1、字芝ケ端215番1及び 216番1、字サクラ446番1、字木ノ坪469番1、字下附 476番5、478番1、479番1、479番2及び488番1、字 上田505番1、字中クボ583番1、584番1、591番6、 592番1、605番3、612番1及び613番1、字カツラキ 620番1、字ニノガセ642番1及び650番1並びに字二年 田891番1並びに大津字千行乙1543番及び乙1544番</p> <p>(4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市長浜蒔絵台二丁目6番地10 石黒 文雄</p> <p>イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高知市針木西1923番23</p> <p>(5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 吾川郡いの町天王北四丁目9番地20 前田 憲孝</p> <p>イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高知市針木西1402番、1404番及び1929番3</p> <p>2 申請年月日 平成27年5月14日</p> <p>3 縦覧場所 高知県農業振興部農地・担い手対策課</p> <p>4 縦覧の期間及び時間 平成27年6月16日（火）から同月30日（火）まで（日曜日及 び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午</p>	<p>後零時から午後1時までの間を除く。)</p> <p>5 意見書の提出先 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県農業振興部農地・担い手対策課</p> <p>~~~~~</p> <p>沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項 の規定に基づき水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の 育成に関する基本計画（第7次高知県栽培漁業基本計画（平成27 ～33年度））を次のとおり定めたので、同条第7項の規定に基づ き公表する。 平成27年6月16日 高知県知事 尾崎 正直 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県水産振興 部漁業振興課に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>~~~~~</p> <p>漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の 規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物 件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。 平成27年6月16日 清水漁港漁港管理者 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数 量 土佐清水市本町 清水漁港突堤岸壁 軽貨物自動車1台（高知41け1222、三菱LE-U61V、車長 3.39メートル、車幅1.47メートル）</p> <p>2 所有者の行うべき措置 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に 清水漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなけ ればならない。</p> <p>3 漁港管理者の措置 清水漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わ ないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整 備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管する ものとする。 なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第 10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管 に要した費用を請求するものとする。</p>	
---	--	--

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第53号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成27年6月1日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

"	津野町葉山運動公園総合センター	高岡郡津野町永野246番地	"
---	-----------------	---------------	---

を削る。

**高知県選挙管理委員会告示第54号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の5分の1の数は、12,406人である。

平成27年6月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第55号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,050人である。

平成27年6月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第56号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年6月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	92,073人
室戸市・東洋町選挙区	5,227人
安芸市・芸西村選挙区	6,387人
南国市選挙区	13,130人
土佐市選挙区	7,860人
須崎市選挙区	6,460人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,070人
土佐清水市選挙区	4,311人
四万十市選挙区	9,752人
香南市選挙区	9,189人
香美市選挙区	7,696人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,314人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,691人
吾川郡選挙区	8,828人
高岡郡選挙区	17,350人
黒潮町選挙区	3,434人

**高知県選挙管理委員会告示第57号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第116条において読み替えて準用する同令第91条第2項の規定により、次の者に対して、同条第1項の高知県知事尾崎正直の解職請求代表者証明書（以下「証明書」という。）を交付した。

平成27年6月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 証明書を交付した者の住所及び氏名  
香美市土佐山田町1017番地  
大石 隆英
- 2 証明書の交付年月日  
平成27年6月8日